

自然災害による被災者支援制度について

出 雲 市

出雲市の被災者支援制度一覧

No.	種類（区分）	支援制度	担当課・機関	電話番号	ページ	り災証明
1	証明書	り災証明書の発行	防災安全課	(0853) 21-6606	4	—
2	証明書	被災届出証明書の発行	防災安全課	(0853) 21-6606	4	—
3	証明書	救急出場証明書の発行	消防本部警防課	(0853) 21-6999	4	—
4	給付	崩落土砂等撤去費助成金	防災安全課	(0853) 21-6606	5	—
5	給付	居住家屋流入土砂撤去費等助成金	防災安全課	(0853) 21-6606	6	—
6	給付	出雲市浸水世帯し尿汲取り料補助金	防災安全課	(0853) 21-6606	6	—
7	給付	出雲市災害弔慰金	福祉推進課	(0853) 21-6694	7	—
8	給付	出雲市災害見舞金	福祉推進課	(0853) 21-6694	7	—
9	給付	出雲市災害障害見舞金	福祉推進課	(0853) 21-6694	8	—
10	給付	被災者生活再建支援制度	福祉推進課	(0853) 21-6694	9	○
11	給付	出雲市被災者生活再建支援制度	福祉推進課	(0853) 21-6694	10～11	○
12	給付	出雲市社会福祉協議会 災害見舞金	出雲市社会福祉協議会 総務課	(0853) 23-3781	11	—
13	給付	島根県共同募金会 災害見舞金	出雲市共同募金委員会	(0853) 23-3781	11	—
14	給付	日本赤十字社 災害見舞金・品	日本赤十字社 島根県支部出雲市地区	(0853) 23-3781	11	—
15	給付の特別措置	児童扶養手当の特別措置	子ども政策課	(0853) 21-6218	12	○
16	給付の特別措置	特別児童扶養手当、特別障がい者手当等の特別措置	福祉推進課	(0853) 21-6959	12	—
17	貸付	出雲市災害援護資金	福祉推進課	(0853) 21-6694	12～13	—
18	貸付	島根県社会福祉協議会 生活福祉資金の貸付	出雲市社会福祉協議会 生活支援課	(0853) 23-3790	13	—
19	貸付	出雲市社会福祉協議会 民生融金の貸付	出雲市社会福祉協議会 生活支援課	(0853) 23-3790	14	—
20	融資の特別措置	母子・父子・寡婦福祉資金	子ども政策課	(0853) 21-6218	14	—
21	利子補給	出雲市被災者緊急支援制度	防災安全課	(0853) 21-6606	14	—
22	減免	被災ごみの処理手数料の減免	環境施設課	(0853) 21-6990	15	R6. 8. 17(土) までは不要。 以降はり災証明 又は、被災届出 証明が必要。
23	減免	障がい福祉サービス利用者負担額の減免	福祉推進課	(0853) 21-6961	15	○
24	減免	認可保育所（園）、認定こども園の保育料の減免	保育幼稚園課	(0853) 21-6964	15	○
25	減免	固定資産税・都市計画税の減免	資産税課	(0853) 21-6667	15	—
26	減免	市県民税の減免	市民税課	(0853) 21-6770	16	—

出雲市の被災者支援制度一覧

No.	種類（区分）	支援制度	担当課・機関	電話番号	ページ	り災証明
27	減免・徴収猶予	国民健康保険料及び医療費の一部（自己）負担金の減免・徴収猶予	保険年金課	(0853) 21-6984	16	○
28	減免・徴収猶予	後期高齢者医療保険料及び医療費の一部（自己）負担金の減免・徴収猶予	保険年金課	(0853) 21-6983	16	○
29	保険料免除	国民年金第1号被保険者に対する保険料免除	保険年金課	(0853) 21-6982	17	○
30	減免・徴収猶予	介護保険料の減免・徴収猶予	高齢者福祉課	(0853) 21-6212	17	○
31	徴収猶予	市税の徴収猶予	収納課	(0853) 21-6647	17	○
32	所得控除	市県民税における雑損控除	市民税課	(0853) 21-6770	18	—
33	負担額の軽減	地域生活支援事業の利用者負担額の変更	福祉推進課	(0853) 21-6961	18	○
34	軽減	水道料金・下水道使用料の軽減	上下水道局 斐川宍道水道企業団 管理課(斐川地域、島村町)	(0853) 21-3511 (0853) 72-8215	18	—
35	あっせん、減免	市営住宅のあっせん及び減免措置	建築住宅課	(0853) 21-6150	19	○
36	資料弁償の免除	図書館資料の弁償の免除	出雲中央図書館	(0853) 21-6266	19	○
37	現物支給	教科書の再給与（小中学校）	教育政策課	(0853) 21-6191	19	—
38	復旧支援	災害ボランティア	出雲市総合 ボランティアセンター	(0853) 21-5400	19	—
39	減免	NHK放送受信料の免除（令和6年7月9日からの大雨災害分）	松江放送局 経営管理企画センター	(0852) 32-0702	20	○
40	特別措置	電気使用料の特別措置（令和6年7月9日からの大雨災害分）	中国電力株式会社	0120-311-950	20	—

名 称	1. り災証明書の発行
種 類	証明書
内 容	災害により家屋などに被害を受けた方を対象に、保険申請、貸付制度の利用、雑損控除等に必要となるり災証明書を発行いたします。 申請後、調査員が被害の程度を確認したのち、証明書を発行いたします。 【手続き方法】 ・市役所本庁 3 階防災安全課または各行政センターへ申請書を提出 ・市が現地調査を行い、被害の程度を確認 ・市役所本庁 3 階防災安全課または各行政センターで証明書を交付 ※郵送による証明書の発行も可能です。 ・申請期限：被害が発生した日の翌日から起算して 6 か月を経過した月の末日まで
対 象 者	被災された方
必要書類	り災証明願（※被害の状況がわかる写真を添付してください。）
担 当	防災安全課 防災係 電話：21－6606 FAX：21－6574

名 称	2. 被災届出証明書の発行
種 類	証明書
内 容	災害により、住家以外（カーポートや事業所、動産等）に被害を受けた方を対象に被災届出証明書を発行します。 【手続き方法】 ・市役所本庁 3 階防災安全課または各行政センターへ申請書を提出 ・市役所本庁 3 階防災安全課または各行政センターで証明書を交付 ※郵送による証明書の発行も可能です。 ・申請期限：被害が発生した日の翌日から起算して 6 か月を経過した月の末日まで
対 象 者	被災された方
必要書類	被災届出証明書交付申請書（※被害の状況がわかる写真を添付してください。）
担 当	防災安全課 防災係 電話：21－6606 FAX：21－6574

名 称	3. 救急出場証明書の発行
種 類	証明書
内 容	救急のため出場した事案について証明書を発行します。 証明内容「通報日時、発生場所、搬送者(住所、氏名、生年月日)、出場内容、搬送先」
対 象 者	当該救急出場にかかわる本人、親族(別居の親族は除く。)
必要書類	救急出場証明願（申請者によっては委任状が必要となる場合があります。）
担 当	消防本部警防課 電話：21－6999 FAX：21－8241

名 称	4. 崩落土砂等撤去費助成金
種 類	給付
内 容	土砂災害により居住家屋又は周辺の土地へ土砂等が崩落した場合、撤去費用の一部を助成します。 (1) 要件 (以下の全てに該当すること。) ・土砂災害等の発生した斜面の傾斜度が概ね30度以上 ・敷地面から崩落箇所の上端までの高さが概ね2メートル以上 ・斜面の下端から居住家屋までの距離が、高さの概ね2倍以下 ・1件につき、5万円以上の撤去費用であること (2) 助成金額 1件当たり25万円を限度に2分の1以内 (3) 申請期限 土砂災害等の発生日の属する月から3か月を経過した月の末日まで
対 象 者	土砂による被害があり自己の責任において費用を負担し業者に発注し、又は業者から重機を借り受け自ら土砂等を撤去する者で、次に掲げる者 ア 居住家屋の所有者又は居住者 イ 土砂等が流入した土地の所有者 ウ 土砂災害等が発生した斜面の所有者
必要書類	崩落土砂等撤去費等助成金交付申請書 ※ 添付書類等 ・土砂等の撤去、応急修繕及び復旧に係る費用が確認できる書類 ・第三者の証明を受けた被害発生状況見取図 ・被害の状況又は土砂等の撤去、応急修繕及び復旧の状況が確認できる写真
担 当	防災安全課 防災係 電話：21-6606 FAX：21-6574

名 称	5. 居住家屋流入土砂撤去費等助成金																					
種 類	給付																					
内 容	浸水により居住家屋の床上に土砂等が流入した場合や、公道から居住家屋に至る主たる通路（以下「主たる通路」とする。）へ土砂等が流入した場合、主たる通路が路肩崩壊又は路面流出した場合等において、土砂等の撤去、応急修繕及び復旧に係る経費の一部を助成します。 （１）要件 ・崩落土砂等撤去費助成金の受給対象者及び法人でないもの ・１件につき、５万円以上の撤去費用であること （２）助成金額 １件当たり２５万円を限度に２分の１以内 （３）申請期限 土砂災害等の発生日の属する月から３か月を経過した月の末日まで																					
対 象 者	土砂による被害があり自己の責任において費用を負担し業者に発注し、又は業者から重機を借り受け自ら土砂等を撤去する者で、次の表に掲げる者（崩落土砂等撤去費助成金の助成を受けることができる者を除く。） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者</th><th colspan="3">対象となる被害</th></tr> <tr> <th>浸水による居住家屋床上への土砂等の流入</th><th>主たる通路の路肩崩壊及び路面流出</th><th>土砂災害等による主たる通路への土砂等の流入</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住家屋の所有者及び居住者</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>土砂災害等が発生した斜面の所有者</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>主たる通路の所有者</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>			対象者	対象となる被害			浸水による居住家屋床上への土砂等の流入	主たる通路の路肩崩壊及び路面流出	土砂災害等による主たる通路への土砂等の流入	居住家屋の所有者及び居住者	○	○	○	土砂災害等が発生した斜面の所有者	—	—	○	主たる通路の所有者	—	○	○
対象者	対象となる被害																					
	浸水による居住家屋床上への土砂等の流入	主たる通路の路肩崩壊及び路面流出	土砂災害等による主たる通路への土砂等の流入																			
居住家屋の所有者及び居住者	○	○	○																			
土砂災害等が発生した斜面の所有者	—	—	○																			
主たる通路の所有者	—	○	○																			
必要書類	崩落土砂等撤去費等助成金交付申請書 ※ 添付書類等 ・土砂等の撤去、応急修繕及び復旧に係る費用が確認できる書類 ・第三者の証明を受けた被害発生状況見取図 ・被害の状況又は土砂等の撤去、応急修繕及び復旧の状況が確認できる写真																					
担 当	防災安全課 防災係 電話：２１－６６０６ FAX：２１－６５７４																					

名 称	6. 出雲市浸水世帯し尿汲取り料補助金		
種 類	給付		
内 容	災害が発生し、浸水によるし尿汲取りを実施した世帯に対し、汲取り料の半額を補助します。 ※対象となる災害は、豪雨、洪水、高潮、津波その他異常な自然現象です。		
対 象 者	災害による床上若しくは床下浸水により、し尿汲取りを実施した世帯		
必要書類	浸水世帯汲取り料補助金申請書 ※自治委員（申請者が自治委員の場合は、民生委員）の証明が必要		
担 当	防災安全課 防災係 電話：２１－６６０６ FAX：２１－６５７４		

名 称	7. 出雲市災害弔慰金
種 類	給付
内 容	暴風、豪雨等の自然災害により死亡された市民の遺族に対して、「出雲市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金を支給します。 ＜災害弔慰金の支給額＞ ・生計維持者の死亡：500万円 ・その他の者の死亡：250万円
対 象 者	災害により死亡された出雲市民の遺族です。 支給の範囲・順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。 ※①～⑤の人がいずれもない場合で、死亡者と同居等をしていた兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹に支給します。 ※対象となる災害は、以下のいずれかの場合です。 ・出雲市内において、住宅の滅失した世帯が5以上あること ・島根県内において、住宅の滅失した世帯が5以上ある市町村が3以上あること ・島根県内において、災害救助法第2条に規定する救助が行われたもの ・救助が行われた都道府県が2以上あるもの
必要書類	※出雲市外で死亡された場合は、死亡地の官公署の発行する被災証明書
担 当	福祉推進課 福祉企画係 電話：21-6694 FAX：21-6598

名 称	8. 出雲市災害見舞金
種 類	給付
内 容	災害、火災、爆発によって生じた災害で市長が認めたものにより被災した市民に、災害見舞金を支給します。 (1) 弔慰金 死者 1人につき20万円 ただし、出雲市災害弔慰金が支給される場合は、この弔慰金は支給しません。 (2) 見舞金 - ア 重傷者 1人につき3万円 - イ 住家の滅失した世帯 1世帯につき10万円 - ウ 住家の半壊・半焼した世帯 1世帯につき5万円 - エ 住家の床上浸水した世帯 1世帯につき2万円 - オ その他市長が必要と認めるもの その都度市長が定める額
対 象 者	支給対象者は、次のとおりです。 (1) 弔慰金 遺族の代表者又は葬祭を行う者 (2) 見舞金 - ア 重傷者に対する見舞金 本人（未成年者の場合は親権者） - イ ア以外の見舞金 世帯主又は生計の負担者 遺族への支給の範囲・順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。 ※①～⑤の人がいずれもない場合で、死亡者と同居等をしていた兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹に支給します。
必要書類	※出雲市外で死亡された場合は、死亡地の官公署の発行する被災証明書
担 当	福祉推進課 福祉企画係 電話：21-6694 FAX：21-6598

名 称	9. 出雲市災害障害見舞金
種 類	給付
内 容	市民が災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害があるときは、当該市民に対して、「出雲市災害町慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ＜災害障害見舞金の支給額＞ ・生計維持者の場合：250万円 ・その他の者の場合：125万円
対 象 者	災害により、以下の障がいがある方 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められるもの ※対象となる災害は、以下のいずれかの場合です。 ・出雲市内において、住宅の滅失した世帯が5以上あること ・島根県内において、住宅の滅失した世帯が5以上ある市町村が3以上あること ・島根県内において、災害救助法第2条に規定する救助が行われたもの ・救助が行われた都道府県が2以上あるもの
必要書類	医師の診断書 ※市外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった場合は、当該地の官公署の発行する被災証明書
担 当	福祉推進課 福祉企画係 電話：21－6694 FAX：21－6598

名 称	10. 被災者生活再建支援制度																																												
種 類	給付																																												
内 容	自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ※対象となるのは、被災者生活再建支援制度に適用する自然災害です。 (1) 基礎支援金 <table><tr><td>区 分</td><td>複数世帯</td><td>単身世帯</td></tr><tr><td>全壊</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>解体（半壊・敷地被害）</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>長期避難</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td>中規模半壊</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> (2) 加算支援金 <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>複数世帯</td><td>単身世帯</td></tr><tr><td rowspan="3">基礎支援金の対象世帯</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>賃貸住宅 ※公営住宅を除く</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊</td><td>建設・購入</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td>賃貸住宅 ※公営住宅を除く</td><td>25万円</td><td>18.75万円</td></tr></table>			区 分	複数世帯	単身世帯	全壊	100万円	75万円	解体（半壊・敷地被害）	100万円	75万円	長期避難	100万円	75万円	大規模半壊	50万円	37.5万円	中規模半壊	—	—	区 分		複数世帯	単身世帯	基礎支援金の対象世帯	建設・購入	200万円	150万円	補修	100万円	75万円	賃貸住宅 ※公営住宅を除く	50万円	37.5万円	中規模半壊	建設・購入	100万円	75万円	補修	50万円	37.5万円	賃貸住宅 ※公営住宅を除く	25万円	18.75万円
区 分	複数世帯	単身世帯																																											
全壊	100万円	75万円																																											
解体（半壊・敷地被害）	100万円	75万円																																											
長期避難	100万円	75万円																																											
大規模半壊	50万円	37.5万円																																											
中規模半壊	—	—																																											
区 分		複数世帯	単身世帯																																										
基礎支援金の対象世帯	建設・購入	200万円	150万円																																										
	補修	100万円	75万円																																										
	賃貸住宅 ※公営住宅を除く	50万円	37.5万円																																										
中規模半壊	建設・購入	100万円	75万円																																										
	補修	50万円	37.5万円																																										
	賃貸住宅 ※公営住宅を除く	25万円	18.75万円																																										
対 象 者	住宅が自然災害により全壊、半壊等した世帯が対象です。 (1) 居住する住宅が全壊したとき (2) 居住する住宅が半壊し、若しくはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険防止等やむを得ない事由により、当該住宅を解体した世帯 (3) 被害が発生する危険な状況が継続する等の事由により、居住する住宅が居住不可能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 (4) 居住する住居が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住居に居住することが困難であると認められる世帯 (5) 居住する住居が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯																																												
必要書類	・ 災証明書 ・ 住宅をやむなく解体した場合は、その解体を証明する書類 ・ 住宅再建方法に応じた支援金の支給申請を行う場合は住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸したこと、又はしようすることが確認できる契約書の写し等																																												
担 当	福祉推進課 福祉企画係 電話：21－6694 FAX：21－6598																																												

名 称	1 1. 出雲市被災者生活再建支援制度																																																										
種 類	給付																																																										
内 容	自然災害により住宅の全壊等生活基盤に被害を受けながら、その災害の規模又は住宅の被害程度が被災者生活再建支援法で定める対象に該当しない場合、市から支援金を支給します。 (1) 基礎支援金 <table><tr><td>区 分</td><td>複数世帯</td><td>単数世帯</td></tr><tr><td>全壊</td><td>1 0 0 万円</td><td>7 5 万円</td></tr><tr><td>解体（半壊・敷地被害）</td><td>1 0 0 万円</td><td>7 5 万円</td></tr><tr><td>長期避難</td><td>1 0 0 万円</td><td>7 5 万円</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>5 0 万円</td><td>3 7. 5 万円</td></tr><tr><td>中規模半壊</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>半壊</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>準半壊</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> (2) 加算支援金 <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>複数世帯</td><td>単数世帯</td></tr><tr><td rowspan="3">基礎支援金の対象世帯</td><td>建設・購入</td><td>2 0 0 万円</td><td>1 5 0 万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>1 0 0 万円</td><td>7 5 万円</td></tr><tr><td>賃貸住宅 ※公営住宅を除く</td><td>5 0 万円</td><td>3 7. 5 万円</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊</td><td>建設・購入</td><td>1 0 0 万円（上限）</td><td>7 5 万円（上限）</td></tr><tr><td>補修</td><td>1 0 0 万円（上限）</td><td>7 5 万円（上限）</td></tr><tr><td>賃貸住宅 ※公営住宅を除く</td><td>2 5 万円（上限）</td><td>1 8. 7 5 万円（上限）</td></tr><tr><td>半壊世帯</td><td>補 修</td><td>1 0 0 万円（上限）</td><td>7 5 万円（上限）</td></tr><tr><td>準半壊</td><td>補 修</td><td>4 0 万円（上限）</td><td>3 0 万円（上限）</td></tr></table>			区 分	複数世帯	単数世帯	全壊	1 0 0 万円	7 5 万円	解体（半壊・敷地被害）	1 0 0 万円	7 5 万円	長期避難	1 0 0 万円	7 5 万円	大規模半壊	5 0 万円	3 7. 5 万円	中規模半壊	—	—	半壊	—	—	準半壊	—	—	区 分		複数世帯	単数世帯	基礎支援金の対象世帯	建設・購入	2 0 0 万円	1 5 0 万円	補修	1 0 0 万円	7 5 万円	賃貸住宅 ※公営住宅を除く	5 0 万円	3 7. 5 万円	中規模半壊	建設・購入	1 0 0 万円（上限）	7 5 万円（上限）	補修	1 0 0 万円（上限）	7 5 万円（上限）	賃貸住宅 ※公営住宅を除く	2 5 万円（上限）	1 8. 7 5 万円（上限）	半壊世帯	補 修	1 0 0 万円（上限）	7 5 万円（上限）	準半壊	補 修	4 0 万円（上限）	3 0 万円（上限）
区 分	複数世帯	単数世帯																																																									
全壊	1 0 0 万円	7 5 万円																																																									
解体（半壊・敷地被害）	1 0 0 万円	7 5 万円																																																									
長期避難	1 0 0 万円	7 5 万円																																																									
大規模半壊	5 0 万円	3 7. 5 万円																																																									
中規模半壊	—	—																																																									
半壊	—	—																																																									
準半壊	—	—																																																									
区 分		複数世帯	単数世帯																																																								
基礎支援金の対象世帯	建設・購入	2 0 0 万円	1 5 0 万円																																																								
	補修	1 0 0 万円	7 5 万円																																																								
	賃貸住宅 ※公営住宅を除く	5 0 万円	3 7. 5 万円																																																								
中規模半壊	建設・購入	1 0 0 万円（上限）	7 5 万円（上限）																																																								
	補修	1 0 0 万円（上限）	7 5 万円（上限）																																																								
	賃貸住宅 ※公営住宅を除く	2 5 万円（上限）	1 8. 7 5 万円（上限）																																																								
半壊世帯	補 修	1 0 0 万円（上限）	7 5 万円（上限）																																																								
準半壊	補 修	4 0 万円（上限）	3 0 万円（上限）																																																								
対 象 者	出雲市の区域内における自然災害により次のいずれかに該当する世帯の世帯主に対し、支援金の支給を行います。 (1) 居住する住宅が全壊したとき (2) 居住する住宅が半壊し、若しくはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険防止等やむを得ない事由により、当該住宅を解体した世帯 (3) 被害が発生する危険な状況が継続する等の事由により、居住する住宅が居住不可能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 (4) 居住する住居が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住居に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯） (5) 居住する住宅の損害の割合が、30 パーセント以上 40 パーセント未満であると認められた世帯（中規模半壊世帯）																																																										

	(6) 居住する住宅の損害の割合が、20 パーセント以上 30 パーセント未満であると認められた世帯（半壊世帯） (7) 居住する住宅の損害の割合が、10 パーセント以上 20 パーセント未満であると認められた世帯（準半壊）
必要書類	・ 災証明書 ・ 住宅をやむなく解体した場合は、その解体を証明する書類 ・ 住宅再建方法に応じた支援金の支給申請を行う場合は住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸したこと、又はしようとなることが確認できる契約書等の写し
担 当	福祉推進課 福祉企画係 電話：21-6694 FAX：21-6598

名 称	12. 出雲市社会福祉協議会 災害見舞金
種 類	給付
内 容	・ 居住する家屋の全壊、全焼、半壊、半焼、床上浸水 1 世帯につき 1 万円 ・ 死亡 1 人につき 1 万円
対 象 者	上記に該当する者
備 考	災害救助法による救助措置がとられる場合は、支給しない場合があります。
必要書類	なし
担 当	出雲市社会福祉協議会 総務課 電話：23-3781 FAX：20-7733

名 称	13. 島根県共同募金会 災害見舞金
種 類	給付
内 容	・ 居住する家屋の全壊、全焼、半壊、半焼、床上浸水 1 世帯につき 1 万円 ・ 死亡 1 人につき 1 万円
対 象 者	上記に該当する者
備 考	災害救助法による救助措置がとられる場合は、支給しない場合があります。
担 当	島根県共同募金会 電話：0852-32-5977 FAX：0852-32-5978 窓口は出雲市共同募金委員会 電話：23-3781 FAX：20-7733

名 称	14. 日本赤十字社 災害見舞金・品
種 類	給付
内 容	・ 居住する家屋の全焼、全壊、流失 1 世帯につき 5 千円、見舞品（毛布、緊急セット、タオルケット（6～9 月）） ・ 居住する家屋の半焼、半壊、床上浸水 1 世帯につき 5 千円、見舞品（緊急セット） ・ 死亡 1 人につき 1 万円
対 象 者	上記に該当する者
備 考	災害救助法による救助措置がとられる場合は、支給しない場合があります。
担 当	日本赤十字社島根県支部 電話：0852-21-4237 FAX：0852-31-2411 窓口は日本赤十字社島根県支部出雲市地区 電話：23-3781 FAX：20-7733

名 称	15. 児童扶養手当の特別措置
種 類	給付の特別措置
内 容	被災者に対する児童扶養手当について、所得制限の特別措置を行います。
対 象 者	災害により住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた、児童扶養手当受給資格者のいる世帯
必要書類	・ 児童扶養手当被災状況書 ・ り災証明書 ・ 児童扶養手当証書
担 当	子ども政策課 子育て支援係 電話：21-6218 FAX：21-6413

名 称	16. 特別児童扶養手当、特別障がい者手当等の特別措置
種 類	給付の特別措置
内 容	被災者に対する特別児童扶養手当、特別障がい者手当・障がい児福祉手当について、所得制限の特別措置を行います。
対 象 者	災害により住宅・家財等いずれかの財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた、当該手当を受給している世帯
必要書類	特別児童扶養手当被災状況書または障がい児福祉手当（福祉手当）被災状況書または特別障がい者手当被災状況書
担 当	福祉推進課 障がい者福祉係 電話：21-6959 FAX：21-6598

名 称	17. 出雲市災害援護資金
種 類	貸付
内 容	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、「出雲市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、生活再建に必要な資金を貸し付けます。 （1）世帯主に、療養に要する期間が概ね1か月以上の負傷がある場合 ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害及び住居の損害がない場合 150万円 イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 ウ 住居が半壊した場合 270万円（※350万円） エ 住居が全壊した場合 350万円 （2）世帯主に負傷がない場合 ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円 イ 住居が半壊した場合 170万円（※250万円） ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円（※350万円） エ 住居の全体が滅失した場合 350万円 ※（ ）の金額は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合に適用 ・ 貸付利率：保証人を立てる場合は、無利子 保証人を立てない場合は、年1パーセント（据置期間中は無利子） ・ 据置期間：3年以内（特別の場合は5年）

	・償還期間：１０年以内（据置期間を含む）
対 象 者	下記のいずれかの被害をうけた世帯の世帯主 ①療養に要する期間がおおむね１か月以上である世帯主の負傷 ②家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害 ③住居の半壊又は全壊・滅失 ※所得制限があります。 ア 世帯人員が１人の場合 ２２０万円 イ " ２人の場合 ４３０万円 ウ " ３人の場合 ６２０万円 エ " ４人の場合 ７３０万円 オ " ５人以上 ７３０万円に４人を除いた者１人につき３０万円を加算した額 ただし、住居が滅失した場合は１，２７０万円 ※対象となる災害は、島根県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある自然災害
必要書類	所得証明、負傷している場合は診断書等
担 当	福祉推進課 福祉企画係 電話：２１－６６９４ ＦＡＸ：２１－６５９８

名 称	１８．島根県社会福祉協議会 生活福祉資金の貸付
種 類	貸付
内 容	・福祉費 災害を受けたことにより臨時に必要な費用 【貸付限度額】１５０万円 【貸付利子】連帯保証人を立てた場合：無利子、連帯保証人を立てない場合：年１．５％ 【据置期間】６か月以内 【償還期間】７年以内 ・緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の少額の費用 【貸付限度額】１０万円 【貸付利子】無利子 【据置期間】２か月以内 【償還期間】１２か月以内
対 象 者	低所得世帯で、災害を受けたことにより、生計の維持が困難になった世帯（資金の貸付には、個別の要件や世帯収入の基準などがあります。） ※災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく貸付の対象となる世帯は、原則として対象外です。
必要書類	災害状況によって異なりますのでお問い合わせください。
担 当	島根県社会福祉協議会 電話：０８５２－３２－５９９６ 申請受付は出雲市社会福祉協議会 生活支援課 電話：２３－３７９０ ＦＡＸ：２０－７７３３

名 称	19. 出雲市社会福祉協議会 民生融金の貸付
種 類	貸付
内 容	災害等により緊急かつ一時的に生活の維持が困難な場合の貸付 【貸付限度額】 30,000円 連帯保証人がいない場合は10,000円 【貸付利子】 無利子、連帯保証人は県内に1名必要 【償還期間】 1年以内
対 象 者	出雲市在住の方
必要書類	出雲市社会福祉協議会の指定する書類（お問い合わせください。）
担 当	出雲市社会福祉協議会 生活支援課 電話：23-3790 FAX：20-7733

名 称	20. 母子・父子・寡婦福祉資金
種 類	融資の特別措置
内 容	災害により被災した母子家庭（父子家庭）及び寡婦に対し、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を行います。
対 象 者	対象者・内容等は一律ではありません。※詳細はご連絡をいただいた際にご説明します。
担 当	子ども政策課 子育て支援係 電話：21-6218 FAX：21-6413

名 称	21. 出雲市被災者緊急支援制度
種 類	利子補給
内 容	自然災害により被害を受けた市民に必要な資金の融資を実施する金融機関に対して、市が利子補給を行います。 ・利子補給率1％ ・限度額及び期間 緊急生活資金 300万円 5年以内 事業運転資金 300万円 5年以内 住宅復旧資金 1000万円 10年以内 業務用施設復旧資金 1000万円 10年以内 共同利用施設復旧資金 1000万円 10年以内
対 象 者	・被災者 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象で市長が認めたものにより被害を受けた市民（市内に事業所を有する者を含む。） ・貸付金融機関 被災者への融資を実施し、市と利子補給契約を締結した金融機関
必要書類	利子補給申請書
担 当	防災安全課 防災係 電話：21-6606 FAX：21-6574

名 称	22. 被災ごみの処理手数料の減免
種 類	減免
内 容	自然災害により発生した災害ごみを、市のごみ処理施設に搬入する場合、処理手数料を減免します。
対 象 者	被災された方
必要書類	<R6.8.17（土）までの取扱い> ごみ処理施設への搬入時に、災害ごみの搬入であることを申し出て、「搬入届出書」を記入していただくことで減免します。 <R6.8.19（月）以降の取扱い> 以下に記載のとおり 減免決定通知書・災害ごみ搬入許可書 ※本通知書等の交付には、一般廃棄物処理手数料減免申請書に、り災証明書又は被災届出証明書を添付し、環境施設課へ申請いただく必要があります。 災害ごみ搬入許可書は、減免申請時に申請していただきます。
担 当	環境施設課 電話：21-6990 FAX：21-6597

名 称	23. 障がい福祉サービス利用者負担額の減免
種 類	減免
内 容	災害等による収入の著しい減少などの特別な理由により、障がい福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額を変更し減免措置が講じられることがあります。
対 象 者	支給決定障がい者
必要書類	支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書、り災証明書
担 当	福祉推進課 自立支援給付係 電話：21-6961 FAX：21-6598

名 称	24. 認可保育所（園）、認定こども園の保育料の減免
種 類	減免
内 容	天災その他の災害により所得又は財産が著しい損失を受けたため生活が著しく困難になった場合に、その事情に応じて保育料を減免します。
対 象 者	教育・保育給付認定保護者
必要書類	保育料減免申請書・特別の事由があることによる利用者負担額の軽減申立書・り災証明書
担 当	保育幼稚園課 入園係 電話：21-6964 FAX：21-6413

名 称	25. 固定資産税・都市計画税の減免
種 類	減免
内 容	災害を受けた日以後に納付すべき固定資産税・都市計画税（土地、家屋、償却資産）の減免（被害程度により4/10～全額）
対 象 者	納税義務者
必要書類	減免申請書
担 当	資産税課 土地、家屋係 電話：21-6667 FAX：21-6832

名 称	26. 市県民税の減免
種 類	減免
内 容	災害を受けた日以後に納付すべき市県民税を、被害の程度と合計所得金額に応じて減免します。
対 象 者	市県民税の納税義務者で、住宅・家財等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
必要書類	減免申請書、保険金等で補てんされる金額がわかるもの。
担 当	市民税課 1 係 電話：21－6770 FAX：21－6832

名 称	27. 国民健康保険料及び医療費の一部（自己）負担金の減免・徴収猶予
種 類	減免・徴収猶予
内 容	① 保険料の減免・徴収猶予 ・減免：被害の程度、所得に応じて減額 ・徴収猶予：1 年以内 ② 医療費の一部（自己）負担の減免・徴収猶予 ・減免：一時的に生活保護世帯に準じる状況となり、緊急に入院治療が必要である場合で、原則として3 か月以内（最大6 か月） ・徴収猶予：6 か月以内
対 象 者	国民健康保険被保険者等で、住宅等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
必要書類	各種申請書・り災証明書
担 当	保険年金課 賦課係 電話：21－6984 FAX：21－6598

名 称	28. 後期高齢者医療保険料及び医療費の一部（自己）負担金の減免・徴収猶予
種 類	減免・徴収猶予
内 容	① 保険料の減免・徴収猶予 ・減免：被害の程度に応じて減免 ・徴収猶予：6 か月以内 ② 医療費の一部（自己）負担金の減免・徴収猶予 ・減免：一時的に生活保護世帯に準じる状況となり、緊急に入院治療が必要である場合で、原則として3 か月以内（最大6 か月） ・徴収猶予：6 か月以内
対 象 者	後期高齢者医療制度の被保険者等で、住宅等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
必要書類	各種申請書・り災証明書
担 当	保険年金課 高齢者医療係 電話：21－6983 FAX：21－6598

名 称	29. 国民年金第1号被保険者に対する保険料免除
種 類	保険料免除
内 容	災害により、住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者については、申請により国民年金保険料の免除を受けることができる。 (被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主、配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他財産につき被害金額(保険金、損害補償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である被害を受けた場合。)
対 象 者	国民年金第1号被保険者で、住宅等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
必要書類	申請書・り災証明書
担 当	保険年金課 国保年金係 電話：21-6982 FAX：21-6598

名 称	30. 介護保険料の減免・徴収猶予
種 類	減免・徴収猶予
内 容	第1号保険料の減免・徴収猶予 ・減免：損害の程度、前年中の所得に応じて減額 ・徴収猶予：1年以内
対 象 者	第1号被保険者で、住宅・家財等に著しい被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
必要書類	介護保険料減免申請書、り災証明書
担 当	高齢者福祉課 介護保険係 電話：21-6212 FAX：21-6974

名 称	31. 市税の徴収猶予
種 類	徴収猶予
内 容	【要件】 財産が災害(震災、風水害、火災など)にあったことにより、市税を一時に納付することができないと認められる場合 【猶予期間】 1年以内(その期間中に分割して市税を納付することができます。)
対 象 者	上記要件に該当する納税義務者又は特別徴収義務者
必要書類	・徴収猶予申請書 ・その事実を証明する書類(り災証明書等) ・財産、収入状況等が確認できる書類 ・担保の提供に関して必要となる書類
担 当	収納課 電話：21-6647 FAX：21-6832

名 称	３２．市県民税における雑損控除
種 類	所得控除
内 容	次年度の市県民税において、次のいずれか多い方の金額を所得から控除します。 (１) 損失額 － (総所得金額等の合計額) × １０％ (２) 損失額のうち災害関連支出の金額－５万円 ※損失額＝災害等により生じた損害金額－保険金等で補てんされる金額
対 象 者	納税義務者
必要書類	市県民税申告書、災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書
担 当	市民税課 １係 電話：２１－６７７０ ＦＡＸ：２１－６８３２

名 称	３３．地域生活支援事業の利用者負担額の変更
種 類	負担額の軽減
内 容	災害等による収入の著しい減少などの特別な理由により、地域生活支援事業に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額を変更し、利用料を軽減することがあります。
対 象 者	支給決定障がい者
必要書類	出雲市地域生活支援事業給付費支給申請書、り災証明書
担 当	福祉推進課 自立支援給付係 電話：２１－６９６１ ＦＡＸ：２１－６５９８

名 称	３４．水道料金・下水道使用料の軽減
種 類	軽減
内 容	災害復旧期間を含む期別水道料金・下水道使用料（１期）の軽減 床上・床下浸水の被害を受けた家屋等で、土砂を流すための清掃用に水道水を使用した場合、災害復旧期間を含む期別の使用水量と前年同月の使用水量を比較して、増加分の水量の全量にあたる水道料金・下水道使用料を軽減します。 <軽減対象外> ・前年同月の使用水量より少ない場合 ・基本水量（使用期間１か月＝８ｍ ^３ 、２か月＝１６ｍ ^３ ）の範囲内の場合
対 象 者	床上・床下浸水の被害を受けた家屋等で水道・下水道を使用している者（事業所を含む）
必要書類	出雲市災害対策本部調査班による調査で床上・床下浸水の被害と認められた場合（事業所含む）は、個別の申請は必要ありません。軽減について上下水道局又は斐川宍道水道企業団からお知らせします。その他の場合はご相談ください。
担 当	上下水道局 営業総務課 電話：２１－３５１１ ＦＡＸ：２２－３９８８ 斐川宍道水道企業団 管理課（斐川地域、島村町） 電話：７２－８２１５ ＦＡＸ：７２－８２１６

名 称	35. 市営住宅のあっせん及び減免措置
種 類	あっせん、減免
内 容	目的外使用入居 【要件等】 ・り災証明書の発行を受けた人 ・期間：6ヶ月（必要に応じて最長1年間の入居が可能） ・敷金、家賃、駐車場使用料を減免します。 ※所得・同居親族等の要件を満たす場合は、引き続き入居できる場合もあります。
対 象 者	り災証明書の発行を受けた方
必要書類	行政財産使用許可申請書、り災証明書
担 当	建築住宅課 住宅政策係 電話：21-6150 FAX：21-6594

名 称	36. 図書館資料の弁償の免除
種 類	資料弁償の免除
内 容	災害、その他の事故により、図書館資料を損傷し、又は滅失した場合、資料弁償を免除します。
対 象 者	図書館資料の貸出しを受けた方
必要書類	り災証明書、資料亡失（汚損・破損）届書
担 当	出雲中央図書館 電話：21-6266 FAX：21-6344

名 称	37. 教科書の再給与（小中学校）
種 類	現物支給
内 容	災害により教科書を損失した児童・生徒に、教科書を支給する。
対 象 者	・災害救助法適用地域の場合 災害により教科書を損失した児童・生徒 ・災害救助法適用地域外の場合 災害により教科書を損失し、経済的に購入が困難な児童・生徒
必要書類	事前相談
担 当	教育政策課 学校管理係 電話：21-6190 FAX：21-6192

名 称	38. 災害ボランティア
種 類	復旧支援
内 容	市民が自然災害により居住する住宅等が浸水するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、ボランティアにより復旧作業を行う。
対 象 者	私有地内で被災された方
必要書類	事前相談
担 当	出雲市総合ボランティアセンター 電話：21-5400 FAX：21-1831

名 称	39. NHK放送受信料の免除（令和6年7月9日からの大雨災害分）
種 類	減免
内 容	災害により被害を受けた受信契約者の7月及び8月の放送受信料が免除されます。
対 象 者	受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方 ※詳しくは、松江放送局 経営管理企画センターまでお問い合わせください。
必要書類	り災証明書
担 当	松江放送局 経営管理企画センター 電話：0853-32-0702

名 称	40. 電気使用料の特別措置（令和6年7月9日からの大雨災害分）
種 類	特別措置
内 容	電気料金の支払期日の延長 不使用月の電気料金の免除 基本料金の一部免除
対 象 者	家屋損壊および床上浸水などの被害に遭われた方 ※詳しくは、中国電力株式会社までお問い合わせください。
担 当	中国電力株式会社 電話（フリーダイヤル）：0120-311-950